

金融改革プログラム「工程表」のポイント

		検討内容・実施時期等		
		16年度内	17年度	18年度
I. 活力ある金融システムの創造 (1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底				
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月)	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途)	・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施	
	・銀行等に証券仲介業務を解禁(16年12月) ・信託業法の改正に伴い、信託契約代理店制度等を整備(16年12月)	・銀行代理店制度について顧客の利便性向上の観点から見直し		
	・金融審議会第二部会の報告書(16年3月)を踏まえ、銀行等が販売可能な保険商品の範囲拡大及び適切な弊害防止措置について検討、実施			
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進		・各保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備を促進するため、事務ガイドラインを改正(17年6月を目途) ・多様な商品開発を促進する観点から、第三分野商品等について、当局の商品審査基準のより一層の明確化を図るため、事務ガイドラインを改正(17年12月を目途)	・保険商品の価格の弾力化を促進する観点から、保険料のうち保険数理に直接よらない部分を中心に商品審査を簡素化する方向で保険業法施行規則等を改正(17年中より順次改正)	
「投資サービス法(仮称)」の制定	・金融審議会第一部会において、「投資サービス法(仮称)」についての議論を本格化(16年9月)	・「投資サービス法(仮称)」についての基本的な考え方を取りまとめ(17年6月を目途)	・上記基本的考え方を踏まえ、法制化に向けた作業を実施	
製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化	・銀行等への証券仲介業務解禁(16年12月)にあわせ、弊害防止措置等を整備 ・信託業法の改正による信託契約代理店制度等の創設(16年12月)にあわせ、顧客に対する説明義務等の必要な措置を整備	・銀行代理店制度等について顧客保護措置の整備を含む制度の見直し		
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	・預金取扱金融機関について、実態調査を踏まえた犯罪防止策の実施を要請(17年2月) ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディ・グループ」を開催し、犯罪防止策、犯罪発生後の対応のあり方、補償のあり方について検討し、中間報告を取りまとめ(17年3月を目途)	・スタディ・グループにおいて、最終報告を取りまとめ(17年4月を目途) ・スタディ・グループの報告を踏まえ、犯罪防止策、犯罪発生後の対応策を金融機関に対し要請	・金融機関に対して行った「要請」に基づき、その対応をフォローアップし、必要に応じて監督上の対応を実施	
「金融サービス利用者相談室」の設置	・「金融サービス利用者相談室」の立上げに向けた検討	・「金融サービス利用者相談室」を立上げ予定(17年7月を目途)	・相談件数や主な相談事例のポイントをとりまとめ、定期的に公表	
利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充	・金融経済教育に係るこれまでの取組みを検証 ・「金融経済教育懇談会」を開催(17年3月より)	・左記「懇談会」において、金融経済教育のあり方について議論(17年6月を目途)	・上記「懇談会」での議論を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、財務局等の活用を通じ、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会、教材の普及等、金融経済教育に係る諸施策を実施	

		検討内容・実施時期等		
		16年度内	17年度	18年度
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備				
電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討			・金融審議会内に「情報技術革新に対応した金融制度の諸課題に関するワーキンググループ(仮称)」を創設し(17年4月)、電子債権に関する法制のあり方等の金融制度面からの検討を実施 ・上記検討状況を踏まえつつ、具体化のための作業を順次実施	
財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等	・財務報告に係る内部統制の有効性について、経営者による確認書制度の活用を促進			
	・経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化について企業会計審議会で検討を開始(17年1月)		・企業会計審議会において左記基準の骨格を取りまとめ(17年8月を目的) ・上記基準の実務上の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化に関する検討を開始(17年8月を目的)	・左記検討結果を踏まえ、その実施に向けて開示企業における準備を促進
	・17年3月期の有価証券報告書から、①コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実、②親会社が継続開示会社でない場合の子会社の有価証券報告書における親会社情報の開示を実施するため、関係府令を改正(17年3月) ・親会社が継続開示会社でない場合の親会社に対する情報開示の義務付けを内容とする法案を通常国会に提出(17年3月)		・左記法案の成立後施行(17年12月)	・左記法案の適用開始(18年4月より)
	・金融審議会第一部会において、四半期開示のあり方について検討		・左記検討の結論を取りまとめ(17年4月を目的) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて企業会計基準委員会(ASBJ)に対して、四半期開示の会計基準の検討を要請(17年5月を目的) ・上記結論を踏まえ、必要に応じて四半期開示に係るレビュー等の検証の基準について企業会計審議会において検討を開始(17年7月を目的)	・左記検討結果を踏まえ、必要に応じて平成19年度からの取引所ルール又は証券取引法による四半期開示の義務化に向けて、企業における決算手続き等の整備を要請
課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等	・証券取引法の改正により導入されるインサイダー等に対する課徴金制度関連の政令・府令等を整備(17年2月、3月)		・インサイダー、相場操縦、風説の流布・偽計、発行開示違反に対する課徴金制度を導入(改正証券取引法の施行)(17年4月) ・課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定(審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室)(17年4月を目的)	
	・証券取引法の改正による証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大(16年6月)		・行政による証券会社等に対する検査を証券取引等監視委員会に基本的に一元化(17年7月) ・有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管(17年7月)	
	・継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入に向け法制面での対応を検討			
	・インターネット取引の増加や新規公開株への関心の高まりなど個人投資家の動向等を踏まえ、自主規制機関と連携しつつ、個人投資家保護策等について検討を開始(17年2月)		・引き続き検討を行い、その結果を踏まえ、個人投資家保護策等の具体的な措置を実施	
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	・「評価制度研究会」において、評価制度のあり方について議論を開始(17年1月)し、その結果を取りまとめ			
バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施(16年10月)		・「バーゼルⅡ推進室(仮称)」を設置(17年4月) ・自己資本比率告示を改正(17年中を目的) ・監督指針・解釈集を改正等(18年3月を目的)	
	・内部格付手法等のフィールド・テストを実施(17年3月期、9月期を対象)			
			・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期決算以降) ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備 ・統合的にリスクを管理している金融機関の検査において、統合的なリスク管理態勢を重点的に検証	
				・バーゼルⅡ実施(19年3月期決算より適用)

		検討内容・実施時期等		
		16年度内	17年度	18年度
(3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化				
金融のコングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討			・金融機関の企業・グループ形態の複雑化に対応した法的な枠組みのあり方について、国際的な議論も踏まえつつ、リスクの遮断や健全性の確保も含め、幅広い観点からの検討を行い論点を抽出	・金融審議会において検討を開始
			・日本銀行・財務省等との共同研究会も活用しつつ、ヘッジファンドについて関係者からのヒアリング等により実情把握を行い、論点を整理（17年中）	
		・上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討		
金融コングロマリットの検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	・監督局に「コングロマリット室」を設置（16年11月） ・証券会社の連結監督の枠組みを決定（EUコングロマリット指令への対応）（17年3月）		・「金融コングロマリット監督指針」（仮称）を策定（17年6月を目途） ・「コングロマリット室」の体制強化を検討	
	・検査・監督の連携強化を通じ金融コングロマリットへ適切に対応 ・新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等への対応に向けた機動的な検査官研修等を実施			
わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等	・日本銀行、財務省等の関係者との共同研究会において議論を開始（17年3月）		・左記研究会において、関係者からのヒアリング等により、実情の把握に努め、論点を整理（17年中を目途）	
	・上記論点整理を踏まえ、必要な対応を検討			
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	・バーゼル銀行監督委、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）、WTO等の各種の国際的なフォーラムでの作業や議論に積極的に参画			
	・IOSCOにおいて、信用格付機関の基本行動規範を取りまとめ（16年12月） ・国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会」（PIOB）メンバーをわが国から選出（17年2月）		・IAISにおいて、保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針を策定予定（17年10月を目途）	
海外監督当局との連携強化等	・監督局に「国際監督室」を設置（16年11月）		・全庁的な国際対応力の強化（総務企画局に国際担当審議官）（17年7月を目途） ・「国際監督室」の体制強化を検討	
	・国際監督室を窓口として、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について海外監督当局と意見交換 ・主要国の監督当局と定例・随時の2国間協議を実施（米、英、EU、中国等と概ね毎年対話を実施）			
II. 地域経済への貢献				
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の総括			・現行のアクションプログラムの対象期間終了（17年3月末）後、同プログラムに基づく各金融機関の取組みの具体的実績や成功事例等についての総括的な評価を行い、これを公表（17年6月を目途）	
	新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目途）		・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進

		検討内容・実施時期等		
		16年度内	17年度	18年度
バーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施（16年10月）	・「バーゼルⅡ推進室（仮称）」を設置（17年4月） ・自己資本比率告示を改正（17年中を目標） ・国内基準行であっても、自己資本比率8%以上であることを前提に、内部格付け手法の選択を可能とする方向で検討 ・監督指針・解釈集を改正等（18年3月を目標）		
	・内部格付け手法等のフィールド・テストを実施（17年3月期、9月期を対象）			
		・内部格付け手法等の予備計算を実施（18年3月期決算以降） ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備		
				・バーゼルⅡ実施（19年3月期決算より適用）
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進		・新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入基準について検討を開始（17年4月）		・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目標）	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進		
Ⅲ. 信頼される金融行政の確立				
金融庁の行動規範（code of conduct）の確立（行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む）、内外無差別原則の確認		・関係各局において以下を実施（17年6月を目標） ① 平成17事務年度からの検査への適用に向け、「検査手続に係る指針（検査実施における行動規範）」を策定・公表 ② 監督行政上の行動規範を策定・公表 ③ 行政処分手続きにおける意見交換制度を導入 ④ 国家公務員倫理規程の改正に伴い、金融庁職員の行動に関するガイドラインを見直し、その内容を周知徹底		
	・行政処分の発動等の際し、内外で誤解が生じないように、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施			
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上	・主要業務・システムの最適化計画策定に向け、現状分析を実施（17年3月）	・主要業務・システムの最適化計画を策定（17年下期を目標）		・左記計画に則した対応を実施
	・EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の高度化に向けた具体的な作業計画を検討	・左記検討結果を踏まえ、具体的な作業計画を策定（17年6月を目標） ・上記作業計画を踏まえEDINETの高度化を実施		
	・電子申請・届出の利用促進のため、広報誌及び関係団体との意見交換会を通じた広報活動、申請・届出件数が多い業態向けの説明会及びアンケート調査等を実施	・左記促進策を継続して実施		
		・システム調達におけるCIO補佐官の役割を強化		
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し（調査・研究機能の活用等を含む）	・総点検の過程における各検討項目についての実態把握、論点整理を踏まえ、具体的な対応策を取りまとめ（17年3月末） ・監督局に業態横断的な組織（「コングロマリット室」）を設置（16年11月） ・国際関係の体制整備として「国際監督室」を設置（16年11月）	・証券取引法改正による課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定（17年4月を目標） ・総務企画局に国際担当審議官を設置予定（17年7月を目標） ・企業開示課を設置予定（17年7月を目標）		
		・「総点検プロジェクト」の結果について、予算・機構・定員要求に反映する等、具体策を実現 ・引き続き自己点検・見直しの取組みを進めるべく、職員からの意見をよりの確に汲みとる仕組みを確立し、そこで出された意見も踏まえて、適宜、組織・体制を見直し		

	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
◇ 工程表全体のフォローアップ			
「プログラム」に盛り込まれた諸施策の実施状況		・プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況について取りまとめ、分析のうえ公表(18年3月)	・プログラムに盛り込まれた諸施策の実施状況について取りまとめ、分析のうえ公表(19年3月)
国民の金融商品・サービスに対する満足度の向上		・利用者満足度調査のあり方について検討 ・上記検討結果を踏まえ、利用者満足度調査を実施し、その結果を公表(18年3月)	・利用者満足度調査を実施し、その結果を公表(19年3月)